

秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第十六号

秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第五章 略</p> <p>第六章 雑則（第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>第二条 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 略</p> <p>附則</p> <p>（職員の専従）</p> <p>第二条 条例第六条の規則で定める場合は、条例第二条第一項に規定する特別養護老人ホーム（以下この章において単に「特別養護老人ホーム」という。）に条例第十八条第一項に規定するユニット型特別養護老人ホーム（以下単に「ユニット型特別養護老人ホーム」という。）を併設する場合、特別養護老人ホームに条例第二十九条第一項に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（以下単に「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」という。）を併設する場合、条例第二十五条第一項に規定する地域密着型特別養護老人ホーム（以下単に「地域密着型特別養護老人ホーム」という。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合とする。</p> <p>2 条例第六条の規則で定める看護師又は准看護師は、第二十七条</p>

(記録の整備)

第三条 条例第二項第一項に規定する特別養護老人ホーム(以下この章において単に「特別養護老人ホーム」という。)は、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から五年間保存しなければならない。

一 四 略

五 第二十二條第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(職員の配置の基準)

第五条 略

2 6 略

7 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の特別養護老人ホームの業務を行うために必要な職員の員数は、サテライト型居住施設(条例第二十五條第一項に規定する地域密着型特別養護老人ホーム(以下単に「地域密着型特別養護老人ホーム」という。))であつて、当該地域密着型特別養護老人ホームを設置しようとする者により設置される当該地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。))若しくは介護医療院(同條第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。))又は病院若しくは診療所であつて当該地域密着型特別養護老人ホームに対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営されるものをいう。以下同じ。)の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員そ

第二項(第三十六條において準用する場合を含む。)の規定に基づき配置される看護師又は准看護師とする。

(記録の整備)

第三条 特別養護老人ホーム

の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から五年間保存しなければならない。

一 四 略

五 第二十二條第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(職員の配置の基準)

第五条 略

2 6 略

7 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の特別養護老人ホームの業務を行うために必要な職員の員数は、サテライト型居住施設(地域密着型特別養護老人ホーム
であつて、当該地域密着型特別養護老人ホームを設置しようとする者により設置される当該地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。))若しくは介護医療院(同條第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。))又は病院若しくは診療所であつて当該地域密着型特別養護老人ホームに対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営されるものをいう。以下同じ。)の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員そ

他の特別養護老人ホームの業務を行うために必要な職員を置かないものにあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第八条の二 条例第十二条第六項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 条例第十二条第四項に規定する身体的拘束等（以下単に「身体的拘束等」という。）の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 略

三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

(特別養護老人ホームの長の責務)

第十六条 特別養護老人ホームの長は、職員に条例第七条から第九条まで、第十二条、第十三条及び第十四条の二から第十七条の二までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第十二条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第十七条 略

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための

他の特別養護老人ホームの業務を行うために必要な職員を置かないものにあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出なければならない。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第八条の二 条例第十二条第六項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 条例第十二条第四項に規定する身体的拘束等（以下単に「身体的拘束等」という。）の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 略

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(特別養護老人ホームの長の責務)

第十六条 特別養護老人ホームの長は、職員に条例第七条から第九条まで、第十二条、第十三条及び第十五条から第十七条までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第十二条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第十七条 略

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための

研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第十八条 略

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 略

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

四 略

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（事故発生の防止及び事故発生時の対応）
第二十二条

研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第十八条 略

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 略

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的
に実施すること。

四 略

（事故発生の防止及び事故発生時の対応）
第二十二条 条例第十七条第一項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等

2 | 特別養護老人ホームは、条例第十七条第三項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

(設備の基準)

第二十三条 条例第二十條第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 当該条例第十八条第一項に規定するユニット型特別養護老人ホーム(以下単に「ユニット型特別養護老人ホーム」という。)

の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第二十四条において準用する条例第八條第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二)・(三) 略

2・3 略

4 条例第二十条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 条例第十八条第一項に規定するユニット(以下単に「ユニット」という。) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に

が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会を定期的開催すること。

四 職員に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。

2 | 特別養護老人ホームは、条例第十七条第二項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

(設備の基準)

第二十三条 条例第二十條第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 当該ユニット型特別養護老人ホーム

の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第二十四条において準用する条例第八條第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二)・(三) 略

2・3 略

4 条例第二十条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 条例第十八条第一項に規定するユニット(以下単に「ユニット」という。) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に

定めるところによること。

(一) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 略

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの条例第十八条第一項に規定する共同生活室（以下単に「共同生活室」という。）に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 略
(9) 略

(二) 略
(四) 略

二 四 略

5・6 略

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第二十三条の二 条例第二十一条第八項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 略

三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

定めるところによること。

(一) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 略

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの条例第十八条第一項に規定する共同生活室（以下単に「共同生活室」という。）に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下とすること。

(3) 略
(9) 略

(10) ユニットに属さない居室を改修しユニットとする場合の居室を隔てる壁については、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。

(二) 略
(四) 略

二 四 略

5・6 略

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第二十三条の二 条例第二十一条第八項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図ること。

二 略

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(勤務体制の確保等)

第二十七条 略

2・3 略

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第二十八条

第三条、第五条から第八条まで、第十一条、第十三条から第十六条まで及び第十八条から第二十二條までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において

、第三条第三号中「第十二条第五項」とあるのは「第二十一条第七項」と、同条第四号中「第二十条第二項」とあるのは「第二十八条において準用する第二十条第二項」と、同条第五号中「第二十二條第一項」とあるのは「第二十八条において準用する第二十二條第一項」と、第五条第一項並びに第二十二條第一項中「条例」とあるのは「条例第二十四条において準用する条例」と、第十六条中「第七条から第九条まで、第十二條、第十三條及び第十四條の二から第十七條の二までの規定並びに第三条、第六条から前條まで及び次

(勤務体制の確保等)

第二十七条 略

2・3 略

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第二十八条

第二条、第三条、第五条から第八条まで、第十一条、第十三条から第十六条まで及び第十八条から第二十二條までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二条中「条例第六條」とあるのは「条例第二十四条において準用する条例第六條」と、第三条第三号中「第十二條第五項」とあるのは「第二十一条第七項」と、同条第四号中「第二十条第二項」とあるのは「第二十八条において準用する第二十条第二項」と、同条第五号中「第二十二條第二項」とあるのは「第二十八条において準用する第二十二條第二項」と、第五条第一項並びに第二十二條第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第二十四条において準用する条例」と、第十六条中「第七条から第九条まで、第十二條、第十三條及び第十五條」から第十七條までの規定並びに第三条、第六条から前條まで及び次

条」とあるのは「第十九条、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十四条において準用する条例第八条、第九条、第十四条の二及び第十六条から第十七条の二までの規定並びに第二十三条の二から第二十七条まで並びに第二十八条において準用する第三条、第六条から第八条まで、第十一条、第十三条から前条まで及び第十八条」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第三十条 略

258 略

9 条例第二十六条第一項第三号及び第六号から第八号まで並びに第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の地域密着型特別養護老人ホームの業務を行うために必要な職員については、次に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める職員等により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員等を置かないことができる。

一 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員
又は調理員、事務員その他の特別養護老人ホームの業務を行うために必要な職員

二5 略

10515 略

(地域との連携等)

第三十二条 略

2 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

条」とあるのは「第十九条、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十四条において準用する条例第八条、第九条、
第十六条及び第十七条 までの規定並びに第二十四条

から第二十七条まで並びに第二十八条において準用する第三条、第六条から第八条まで、第十一条、第十三条から前条まで及び第十八条」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第三十条 略

258 略

9 条例第二十六条第一項第三号及び第六号から第八号まで並びに第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の地域密着型特別養護老人ホームの業務を行うために必要な職員については、次に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める職員等により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員等を置かないことができる。

一 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員
又は調理員、事務員その他の特別養護老人ホームの業務を行うために必要な職員

二5 略

10515 略

(地域との連携等)

第三十二条 略

3 | 地域密着型特別養護老人ホームは、第一項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

4・5 | 略

(準用)

第三十三条 第三条、第六条から第八条の二まで、第十条から第二十条まで及び第二十二條の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において

、第三条第三号中「条例」とあるのは「条例第二十八条において準用する条例」と、同条第四号中「第二十条第二項」とあるのは「第三十三条において準用する第二十条第二項」と、同条第五号中「第二十二條第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第二十二條第二項」と、第八条の二中「条例」とあるのは「条例第二十八条において準用する条例」と、第十六条中「第七条から第九条まで、第十二條、第十三條及び第十四條の二から第十七條の二までの規定並びに第三條、第六條から前條まで及び次條から第二十二條まで」とあるのは「第二十七條並びに第二十八條において準用する条例第七條から第九條まで、第十二條及び第十四條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十一條、第三十二條並びに第三十三條において準用する第三條、第六條から第八條の二まで、第十條から前條まで、次條から第二十条まで及び第二十二條」と、第二十二條第一項中「条例」とあるのは「条例第二十八条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

2 | 第三十四条 略

2 | 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3・4 | 略

(準用)

第三十三条 第二条、第三条、第六条から第八条の二まで、第十条から第二十条まで及び第二十二條の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二条中「条例第六條」とあるのは「条例第二十八条において準用する条例第六條」と、第三条第三号中「条例」とあるのは「条例第二十八条において準用する条例」と、同条第四号中「第二十条第二項」とあるのは「第三十三条において準用する第二十条第二項」と、同条第五号中「第二十二條第二項」とあるのは「第三十三条において準用する第二十二條第二項」と、第八条の二中「条例」とあるのは「条例第二十八条において準用する条例」と、第十六条中「第七条から第九条まで、第十二條、第十三條及び第十五條から第十七條 までの規定並びに第三條、第六條から前條まで及び次條から第二十二條まで」とあるのは「第二十七條並びに第二十八條において準用する条例第七條から第九條まで、第十二條及び第十五條 から第十七條 までの規定並びに第三十一條、第三十二條並びに第三十三條において準用する第三條、第六條から第八條の二まで、第十條から前條まで、次條から第二十条まで及び第二十二條」と、第二十二條第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第二十八条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

2 | 第三十四条 略

3 条例第二十九条第三項第五号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 三 略

四 事務室その他条例第二十九条第一項に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（以下単に「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」という。）の業務を行うために必要な設備

4 条例第二十九条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

(一) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 略

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 略

(9) 略

(二) 略

二 四 略

5 七 略

(準用)

第三十六条 第三条、第六条から第八条まで、第十一条、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十条まで、第二十

3 条例第二十九条第三項第五号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 三 略

四 事務室その他ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの業務を行うために必要な設備

4 条例第二十九条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

(一) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 略

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下とすること。

(3) 略

(9) 略

(10) ユニットに属さない居室を改修しユニットとする場合の居室を隔てる壁については、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。

(二) 略

二 四 略

5 七 略

(準用)

第三十六条 第二条、第三条、第六条から第八条まで、第十一条、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十条まで、第二十

二条、第二十三条の二、第二十五条から第二十七条まで、第三十条及び第三十二条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において

、第三条

第三号中「条例第十二条第五項」とあるのは「条例第三十一条において準用する条例第二十一条第七項」と、同条第四号中「第二十条第二項」とあるのは「第三十六条において準用する第二十条第二項」と、同条第五号中「第二十二条第一項」とあるのは「第三十六条において準用する第二十二条第一項」と、第十六条中「第七条から第九条まで、第十二条、第十三条及び第十四条の二から第十七条の二までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十二條まで」とあるのは「第三十条並びに第三十一条において準用する条例第八条、第九条、第十四条の二、第十六条から第十七条の二まで、第十九条、第二十一条及び第二十三条の規定並びに第三十五条並びに第三十六条において準用する第三条、第六条から第八条まで、第十一条、第十三条から前条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条の二、第二十五条から第二十七条まで及び第三十二条」と、第二十二條及び第二十三條の二第一項中「条例」とあるのは「条例第三十一条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第三十七条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面(条例第三十一条の二第一項に規定する書面をいう。以下同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る同条第一項に規定する電磁的記録により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、条例第三十一条の二第二

二条、第二十三条の二、第二十五条から第二十七条まで、第三十条及び第三十二条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二条中「条例」とあるのは「条例第三十一条において準用する条例」と、第三条第三号中「条例第十二条第五項」とあるのは「条例第三十一条において準用する条例第二十一条第七項」と、同条第四号中「第二十条第二項」とあるのは「第三十六条において準用する第二十条第二項」と、同条第五号中「第二十二条第二項」とあるのは「第三十六条において準用する第二十二条第二項」と、第十六条中「第七条から第九条まで、第十二条、第十三条及び第十五条から第十七条までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十二條まで」とあるのは「第三十条並びに第三十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条及び第二十三条の規定並びに第三十五条並びに第三十六条において準用する第三条、第六条から第八条まで、第十一条、第十三条から前条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条の二、第二十五条から第二十七条まで及び第三十二条」と、第二十二條及び第二十三條の二第一項中「条例」とあるのは「条例第三十一条において準用する条例」と読み替えるものとする。

項に規定する説明等のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、同項に規定する電磁的方法によることができる。

附則

154 略

5 令和六年三月三十一日 までの間に、一般病床（医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）
病床（同項第一号に規定する精神病床であつて、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令 第四条第二項に規

定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床の転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者等（介護保険法第七条第五項に規定する要介護者等をいう。以下同じ。）その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第四項第六号（一）及び第二十九条第四項第六号（一）の規定にかかわらず、食堂にあつては一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室にあつては四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる。同様の場

附則

154 略

5 平成三十六年三月三十一日までの間に、一般病床（医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）
病床（同項第一号に規定する精神病床であつて、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規

定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床の転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者等（介護保険法第七条第五項に規定する要介護者等をいう。以下同じ。）その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第四項第六号（一）及び第二十九条第四項第六号（一）の規定にかかわらず、食堂にあつては一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室にあつては四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる。同様の場

<p>6 令和六年三月三十一日 までの間に、一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床の転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者等その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第四項第六号（一）及び第二十九条第四項第六号（一）の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの基準を満たさなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>7 令和六年三月三十一日 までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床の転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者等その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第四条第六項第一号、第二十三条第六項第一号、第二十九条第六項第一号及び第三十四条第六項第一号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とすることができる。</p> <p>8 略</p>	<p>6 平成三十六年三月三十一日までの間に、一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床の転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者等その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第四項第六号（一）及び第二十九条第四項第六号（一）の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの基準を満たさなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>7 平成三十六年三月三十一日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床の転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者等その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第四条第六項第一号、第二十三条第六項第一号、第二十九条第六項第一号及び第三十四条第六項第一号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とすることができる。</p> <p>8 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関

する基準を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第十七条第三項（新規則第三十三条において準用する場合を含む。）及び第二十七條第四項（新規則第三十六條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この規則の施行の日以降、当分の間、新規則第二十三条第四項第一号(一)(2)及び第三十四条第四項第一号(一)(2)の規定に基づき入居定員が十人を超える秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十五号）第十八条第一項に規定するユニットを整備する同項に規定するユニット型特別養護老人ホーム及び同条例第二十九条第一項に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、新規則第五条第一項第四号(一)及び第二十七条第二項（新規則第三十六条において準用する場合を含む。）の基準を満たすほか、同条例第十八条第一項に規定するユニット型特別養護老人ホーム及び同条例第二十九条第一項に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

4 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この規則による改正前の秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二十三条第四項第一号(一)(10)及び第三十四条第四項第一号(一)(10)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

5 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新規則第十八条第二項第三号（新規則第二十八条、第三十三条及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別養護老人ホームは、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。